

原子力損害賠償支援機構

第2回運営委員会

平成23年10月13日

原子力損害賠償支援機構

午後3時59分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回の原子力損害賠償支援機構の運営委員会を開催いたします。皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は前田委員、そして松村委員がご所用のため欠席をされております。

さて、去る10月3日に開催いたしました第1回の運営委員会では、当支援機構の予算や業務報告書など当機構の組織運営のために必要な規定等を決定させていただきましたが、その後事務局のスタッフもほぼそろいまして、今後は特別事業計画の策定などに取り組んでいくこととなります。運営委員のうち5名は東電財務・経営調査委員会のメンバーを務めてまいりましたが、委員会のこれまでの調査の成果はすべて当支援機構に引き継がれるということになっております。当機構の事務局におかれても、委員会報告を礎、たたき台として着実にその内容を実現するために精力的に取り組んでいただくようお願いをしているところでございます。

本日は今後特別事業計画の策定作業に入るに当たって、運営委員会としての基本的な考え方について委員並びに理事長、理事の方々の間で自由にご議論をいただき、今後の作業につなげていくこととしてまいりたいと考えております。

他方で、当支援機構の役割は何といても損害賠償を迅速かつ円滑に進めていくこととなります。その関係で杉山理事長及び理事の皆様が先日、現地福島にご出張をされたとお聞きしておりますので、これについては後ほど理事長からご報告を受けたいと考えております。

本日はその他支援機構関係の庶務的なこともございますが、冒頭、杉山理事長から一言ごあいさつをちょうだいいたしたいと思っております。理事長、よろしく願いをいたします。

○杉山理事長 理事長の杉山でございます。

運営委員の皆様におかれましては、お忙しい中をご参集いただきましてまことにありがとうございます。

当機構も9月26日に開所式を開催して、それ以降急ピッチで立ち上げを進めておりました。既にスタッフも40名を超える段階になってまいりました。このたびの原子力損害賠償につきましては、もとより規模も非常に大きくて機関もこれから先長きにわたることが予想されまして、当機構が果たす役割、また、私どもの責任に改めて身が引き締まる思いをいたしております。後ほど保佐執行役員からご報告を申し上げますけれども、私自身も含め今、下河辺委員長からお話がありましたように、先日福島に出張をしてまいりました。現場を

お訪ねしまして、被害者の方々から直接お困りになっていることや、あるいは政府、東京電力に対するご要望などを聞かせていただきました。大変悲痛な声も直接にお伺いをいたしました。東電及び関係機関が一体となって、一丸となって親切、親身な賠償を実現していくことが何よりも求められているんだということを強く実感をした次第でございます。機構としては、賠償を進めていく上での被災者の方々にとっての道しるべとなるように微力ではございますけれども、力を尽くしてまいりたいと考えております。

これから作業に入っていくこととなります特別作業計画でもしっかりと被災者の方々の身になった賠償が実現する道筋を書き込んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご指導をいただきたいと存じます。大変ありがとうございます。

○下河辺委員長 杉山理事長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の運営委員会の議事に入りますので、プレスの方はここでご退室をお願いいたします。よろしくご協力お願いいたします。

(プレス退室)

○下河辺委員長 それでは、ただいま机上配付させていただきました資料関係、資料1に本日の運営委員会の議題関係が記載されておりますので、この議事次第に基づいて本日の議事を進めさせていただきます。

まず、去る6日にただいまもお話がありました当機構の杉山理事長その他理事の皆様が現地福島にご出張されたとのことでございますので、その現地での見聞された状況につきまして報告を保住執行役員からまずお願いいたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○保住執行役員 執行役員、保住でございます。

お手元の配付資料、資料ナンバー4をご参照ください。5ページものでございます。

1ページ目の冒頭、出張者の記載がございます。杉山理事長以下記載のメンバーで福島を訪問いたしました。

一番初めに柳澤原子力災害現地対策本部長との面談を行いました。中ほどに書いてありますが、特に印象的だったのが今、福島はマイナスのイメージしかありませんけれども、復旧をなし遂げられればプラスのブランドとなって発信できるようになると、こういう前向きな発言もございました。

その後、佐藤雄平福島県知事との面談も行いました。プレスが多数入っておられました。理事長からはここに書いてあるような3点について、機構のミッションなりについてご説明を行

いました。

次のページを見ていただきたいと思います。

知事のほうからはやはり被害の状況、影響が拡大しているとか迅速な賠償をお願いしたいというような要請がございまして、理事長のほうから被災者にアドバイスする、いわば道しるべのような役割を機構が担っていきたいというようなお考えを発言されまして、丸島理事のほうからは現在、日弁連等の協力を得ながら被災現場に赴いて支援をするといったことを検討しているというようなご回答を申し上げたところであります。

3人目が佐藤福島県議会議長との面談でございます。3ページの上のほうをごらんいただくと、議長のほうから県民は大変な思いをしていると。賠償を被災者の立場に立ってぜひお願いしたいというような要請があったところでございます。

4人目が瀬戸福島県市長会長、福島市長との面談でございます。現場の実情などにつきまして、特に精神的な被害あるいは風評被害、除染作業の大変さなどにつきまして、現地の状況などについてご説明があったところでございます。

駆け足で恐縮ですが、4ページのほうを見ていただきますと、5番目に仮設住宅のほうを視察させていただきました。NHKほかマスコミがいる場で100人以上の方が集会場のほうに集まっていたいて、若干表現は悪いんですけども、ちょっと突き上げ大会のような様相も呈してございまして、さまざまな先ほど悲痛な声というご紹介がありましたけれども、請求書がわかりにくいとか、そもそもこれは請求しなきゃいかんのかとか、そういった声でありますとか、多くの方がマニュアル自体まだ開封をしないと。損害賠償の「そ」の字がちょっとまだわからないと。だれに相談していいかわからないと、こんな状況のご紹介があったところでございます。個人的に印象的なのは、私も本当は背広を来て働いたはずだというようなご発言もありまして、そういった感情というのは直接会ってお話を聞かないとわからないものだというような印象を持って帰ってきたところでございます。

最後のページですが、個別具体的な要望につきましては、最後に理事長のほうから政府に伝えるべきことは政府に伝え、東電に要求するものは要求するというようなお話を申し上げたところ、最後に住民の方から拍手で締めくくりをしていただいたということでございます。この折衝が一番興味深かったところでございます。

最後にもう一つ仮設住宅を視察いたしまして、高齢の方のご苦労話などなどについてお話を承ったということでございます。


最後に翌日でありますけれども、地元紙でも本件が大きく報道されたようでございます。特に申し上げた集会場でのやり取りなどにつきましても、写真で報道されたりしております。あと、地元の関心としては、福島事務所を設立するというところで、これへの関心とか巡回相談への期待とか、こういったものが大きく報じられていたところでございます。



以上でございます。


○下河辺委員長 ありがとうございます。ただいまの保住執行役員のご報告内容に関連して、何か現地の模様についてお尋ね等おありの委員の方はおられますでしょうか。

仮設住宅でお話になられた方、支援機構の果たす役割、基本的には現地の被災者の方でいらっしゃるから被害弁償といいますか、お金の出どころという意味ではそういう認識でしょうけれども、支援機構の果たす役割そのものについてはそれほど基本的な誤解とか勘違いをされているということは特段感じられませんでしたか。

○保住執行役員 私の印象では、そこは大丈夫だったと思います。冒頭の説明の中で資金繰りが理由になって賠償が滞ることのないようにというご趣旨の説明をして、さらには親身になって、被災者の立場に立って要望、相談その他を申し上げるということで、それでたくさんご要望とかご質問とか不安な気持ちとか、そういったものを多数寄せられたというふうに理解しております。

○下河辺委員長 はい、.

○ 先ほどののご説明の中にもありましたけれども、5ページ目の一番上のところに被災者の方々から見ればいっぱいいろいろな言いたいことがあるんだけど、東電に言うのか機構に言うのかと、その辺のところがよくわからないというご発言はあったと思います。それに対して、たまたまあいうふうに難しい請求の仕方が問題になっていた時期とちょうど重なりましたので、機構としてはとにかく皆さんが賠償の請求を進めるに当たっての道しるべになるということは何度も繰り返して申し上げて、その点をご理解いただけたというふうに思っております。

○下河辺委員長 ありがとうございます。ほかに何かお尋ねの委員の方おられますでしょうか。

きょうこちらの機構に向かう前にテレビのニュース等では聞いてはおりましたけれども、東電が経産大臣の厳しい発言もあって急遽つくられたという簡単ガイドというものを東電のホームページで見ましたら、本当に全部で4ページなんですかね。

○ [] 4ページですね。

○下河辺委員長 4ページですね。1枚目は単なる鏡ですから、中身はたった3ページなんですよね。あれだけ書いて、ともかく東電の相談係か何かにコンタクトをとって、あとはすべてそれをベースにして東電さんの相談係の方といろいろご相談、指導といいますか、それを受けて大変な書類の中に書き込んでいくと。改めてニュースでも報道されたところですけども、ああいうユーザーフレンドリー的な加害者、被害者のあれは別にしまして、基本的にはユーザーフレンドリーという発想というか、そういうものが根本的にない体質がまだまだ色濃くある企業なんだなということを正直ホームページであの現物を見て実感したというのが正直なところですので、大いに支援機構としてもいろんな意味で頑張っていないと、なかなかああいう東電さんが根深く持っている体質に局面でぶつかっていくことになるんだろうなという感は改めて強くしておりますけれども、若干脱線気味な発言で恐縮でございます。

それでは、現地福島のご報告関係についてはお尋ねがなければ、次の議題に進ませていただきます。

議題3、特別事業計画策定に臨むに当たっての基本的な考え方等についてということで、本日の運営委員会でご意見をちょうだいする討議事項ということになっております。

それでは、この議題につきまして事務局より現時点でこの基本的な考え方についてどのような考えをまとめつつあるのかご説明、ご報告をいただいて、委員の間で意見交換をしたいと思います。それでは、当運営委員会の []、それから必要な点があればまた [] のほうから内容についてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ [] 今、特別事業計画の策定について、とりあえず [] がチームリーダーになってちょうど始めたところでございますので、まず、 [] のほうからご説明させていただきます。補足があればまた私からさせていただきます。

○下河辺委員長 わかりました。では []。

○ [] [] です。今回の計画をつくる計画グループ全体を統括しております。よろしくお願いいたします。

お手元の資料5になりますけれども、計画策定に臨む基本的な考え方というものと、計画に記載する内容のポイントというふうに2つに分けて書いております。最初の基本的な考え方のほうなんですけれども、原子力損害賠償支援機構の主な目的である賠償の迅速かつ適切な実施

ということを考えますと、特別事業計画は一日も早く、できるだけ早くつくって資金を交付したほうがいいというのは当然あるんですけども、ただ一方で、委員の多くの方々もかかわってきたタスクフォースチームからの引き継いだ事項をより深掘りして緻密に分析していくということを考えますと、数カ月時間はかかりますし、また、タスクフォースの冒頭でシナリオという形になりましたように、幾つか不確定事項が多くございまして、除染費用ですとか廃炉費用ですとかそういったものを見きわめるのにもまた時間があつたほうがいい。また一方で、政府のエネルギー政策、きのうも電力料金に関する有識者会議等を設けるという話がありました。そういったものも見据えた上で、あるいはより先取りした形でそれを東電のほうに織り込むと、そういったことも本当はあつたほうがいいということを考えますと、この下に第一段階、第二段階と分けていますけれども、機構としては2段階に分けてこの特別事業計画をつくっていったらいいんじゃないかと、そう考えております。

第一段階のほうは、主目的である損害賠償の迅速かつ適切な実施というところに主眼を置きましたやや暫定的なもので、ここでは緊急特別事業計画という仮称で呼んでおります。これを11月上旬といったタイミングでまずつくるということを考えておりまして、ここでの支援内容としては、当面の賠償支払い金の支援、資金交付ということにとどめ、また、計画の内容そのものも主に本年度内に実施すべき事項を盛り込んだという形にしようと考えております。ただ、それだけではややタスクフォースの計画を受けただけということになりかねませんので、2つ目のポチで書いてありますとおり、タスクフォース第三者委員会が出された報告、この白い冊子ですね。こちらのほうに記載したもののうち、政府に要望したものはもちろん別なんですけど、東電さん及び機構が主要になっているような部分については、東京電力と当機構が連名で公式にコミットするという形にしたいと考えております。あわせてその履行を確実に確保するためにモニタリング体制を整備しまして、東電の中に機構のほうの人間が入って行って、それが実際に実行できているかどうかということを見ていく、そういったことを内容に策定していくと、そういうことを考えております。

それから第二段階、これは本格的なものになりますので、総合事業特別計画というふうに仮称して呼んでおりますが、来春を予定しております。こちらは料金制度を含めました電力制度改革の方向性ですとか、先ほど申し上げたような廃炉や除染のコストの検証、さらなるDDあるいは柏崎刈羽の稼動の見込みが見えてきているならば、それも織り込むと。さらに東電さん側の努力ですね。金融機関ですとか労働組合との交渉あるいは年金にかかわる交渉、そういつ

たものを見据えた上での中長期的、抜本的な内容のものとすると考えておりました、中身としましては、徹底した経営合理化の履行ですとか、あるいは電力制度改革の方向性を見据えた戦略的な事業展開、これを同時並行で進めるといようなものになりますし、また、こうした内容からしますと、援助の内容も賠償資金の交付だけではなくて経営資金の支援、こちらも入れ込むと。その内容に応じて経営体制ですとか経営責任あるいは金融機関の責任、そういったものを見直しを行っていくと、そのような考え方で考えております。

ページをめくっていただきまして、それぞれの計画に記載する具体的な内容になります。

(1) が最初の緊急特別事業計画のほうですけれども、賠償支援は先ほど申し上げたような形になりますが、東京電力のほうには先ほどの簡単ガイドですか、あれのみにとどまらず、手続の改善、体制整備等をより徹底してもらおうという内容にいたしますし、機構のほうとしては、賠償手続全体の道しるべとして被災地域で説明会キャラバン、こちらを開催していくですとか、ここで支払い状況のモニターを実施して、より迅速にできるように取り組んでいくと、こういったことを内容にする予定でございます。

資金交付額は、当面の賠償の支払いに支障が生じないような金額で、かつ現時点で合理的に見積もられた賠償債務額を算定すると、そういう金額になります。あわせて9月に請求書類を送付されているんですが、大半がまだ返送されていないと。きょうも10月中6件しか整理していないというのがありましたけれども、そういったことも踏まえつつ委員会報告のマクロの4兆円を超えている数字とどう違うかというあたりもしっかりと説明していきたいと、そう考えております。

それと経営合理化、コスト削減と余剰資産の売却が中心になりますが、こちらは委員会報告で対応を求められたものを漏れなく速やかに実施するということになりまして、ということは先ほど申し上げた公式にコミットするという形にした上で、本年度中に実施する具体的な項目を明示していくと。そして、その明示した項目が実際に実行されているかどうか、成果を出しているかどうかということモニタリング体制を構築して見ていくと、そういう形になります。

あと、法律で収支に関する中期的な計画というものを載せなきゃいけないことになっておりました、これは中期的という言葉がありますので、最低限の2年ということは今のところ想定しておりますが、2年ということになりますと、料金の話なども織り込まなきゃいけなくなるかもしれませんので、ここはまた1年にするか、あるいは定性的に書くかというところはもう少し検討させていただきたいと思っております。

それと関係者からの協力、これも盛り込まなきゃいけないことになっているんですが、金融機関には委員会報告に織り込まれた内容を要請して協力を得るということを書こうと思っていますし、株主からは配当抑制という形で協力を得る。それと、経営責任のほうは、本年度にしましては役員報酬の削減を継続するというを中心に書いていくと、そう考えております。ページをめくっていただきまして、3ページ目が本格的な総合特別事業計画になります。

こちらは先ほども申し上げましたけれども、電気事業のあり方や経営体制の見直し等を踏まえつつ中長期のものを対象とすると考えておまして、今後本格的に検討される除染ですとか廃炉の費用、これが明らかになってくる状況によっては、機構法に基づき、機構からの出資等の可能性についても排除せずに検討する内容にしたいと思っております。仮に出資を行う場合は、当然になりますけれども、経営責任、経営体制あるいは金融支援のあり方、あるいは株主責任といったものが大きな論点となってくるというふうに想定しております。

賠償支援に関しましては、親切、親身な賠償のためのアクションプランを緊急のものでさらに充実強化いたしますし、10月以降の本払いの状況を踏まえて、それに応じて必要な対策を追加する。それと除染については紛争審査会の方針を踏まえて対応していくというような内容になるかと思えます。

それと資金交付額、これは賠償用の金額に限定しておりますけれども、これも計画策定時の最新状況、除染の費用なんか大きいと思えますけれども、それに照らして合理的に積まれた賠償債務額を上積みするという事かなと考えております。

あと経営合理化ですね。こちらも緊急のところ公式に履行をコミットすることになる委員会報告の記載事項の中で未実施だったり、あるいは未決着のものが幾つかございますので、こちらも決着にあわせて盛り込むということを考えておりますし、より時間をかけて広い範囲でデューデリジェンスやあるいは調査を行っていきますので、あるいは制度改正についてもある程度見えてきますから、そういった部分も踏まえた深堀り、これを追加していきたいなと考えておまして、例えばほかの電力会社との調整が必要な調達の仕様の共通化、この辺がまだ委員会報告では検討事項になっていたかと思えますが、こういったことも入れ込んだりですとか、あるいは人件費削減のうちの新人事制度ですね。こちら東電さんのほうで検討しているというお話を聞いていますので、それをもう少し具体化した上で機構も共同でつくっていくという形にしたいなと思っております。あるいは資産売却も切り分けについての精査を進めた上で検討して、可能なものはすべて速やかに実施していくということかなと思えます。

あと戦略的事業展開というのは先ほど申し上げたような新しい制度改革を見せた上でのものになりますけれども、省エネサービス、独立発電事業をどう取り組むか、スマートメーターをどう入れるかといったあたりのものを国内におけるものもありますし、あるいは海外ビジネスに関してもそれを系統的に輸出していくということなんかもあり得なくはないと思いますので、そういったことも考えるというのを外部からのビジネスプランの提案なんかを含めながら、より幅広く意見を聞くようなことも考えて事業展開計画を盛り込んでいくと、そんなことを考えております。あと、状況によりましてけれども、制度改革の検討をこちらのほうからもある程度要請していくみたいなこともできたらいいかなと思っています。

一番下の行、明確に書いていませんけれども、経営の資金の支援ということと、それに応じた金融機関の協力ですとか経営責任、株主責任といったものも一歩踏み込んで盛り込んでいく、こんなことになるかと考えております。

以上、駆け足になりましたが、特別事業計画の策定に関する基本的な考え方でして、次の参考はその法律に基づくとどんなことを特別事業計画に入れなきゃいけないかということをもとめたものですので、お時間のあるときに目を通していただければと思います。

あわせて資料5-1へ行ってしまってよろしいですか。

今の特別事業計画の策定についてという考え方に基づいたちょっと字が小さくて恐縮なんですけれども、A3の横のカラーのものですね。工程表、まだ流動的な要素がございますので、完全に確定したというわけではありませんが、緊急特別事業計画の策定、認定までのスケジュールをざっとこんなふうに組んでいますというものをおつくりしました。一番左は政治的日程なんですけど、その次の全体スケジュールというところをまずごらんいただきたいんですが、きょうは10月13日の第2回目運営委員会となっていますけれども、これをつくるに当たってスタートは、申しわけありません、めくっていただきまして、次のページの11月14日の東電第2四半期決算締めとございますので、この締めで実際は11月11日あたりに決算発表する予定ということになっているんですが、ここまでに緊急特別事業計画の第一認定をとりたいというところが出発点になっておりまして、そこから逆算していろいろなスケジュールを組んでおります。大臣が10日から海外に行ってしまうところもありますので、ここでは7日という形で、あくまでPでこのあたりということですが、そこで認定をとれたらということで逆算して計算しておりまして、10月の末ですね、27日ごろ、前のページに戻っていただきたいのですが、運営委員会としてはこのあたりで緊急特別事業計画の議決を得られたらなというふうに考えてお

ります。そこに当たって当然ドラフトの議論というものが必要になってきますので、その前に5回、4回と、21、24日あたりですか、この辺にドラフトの議論をさせていただく機会というのを設けております。

また一方で、ここには明確に書いていませんが、東電さんから援助要請のたたき台みたいなのが出てきておりました、それとこのレポートとのギャップがどこにどれだけあるかというのをきょうから詰めております。それを踏まえた論点等々を明確にするというものがここで言う10月17日ですか、このあたりでどこでどれだけずれがあるかというのが見えてくると思いますので、逆に言うと、そこをどれだけ詰めなきゃいけないかという部分になりますので、それをこのあたりで議論させていただけたらなと、そんなスケジュールになっております。

それを受けて法務、財務、事業、この3つが計画グループの中のチームになりますけれども、そちらのスケジュールを一つ一つ説明すると長くなってしまいますので、ざっくり言いますと、この3つのチームで今の作業は大きく2つありまして、1つは特別事業計画に織り込む2年間の収支あるいは本年度の収支とその具体的な施策を今申し上げたような形で詰めていくということ。それと、この委員会報告書にコミットさせるということで、細かいところも含めて東電との間で握っていくと。具体的にどこをコミットするか、握っていくというその2つの作業をしておりました、これまではどちらかという、その2年間の計画をつくるためにどうしたらいいかというのをやっておりました、この報告書とどれだけずれがあるかというのを詰めて回るということをしております。そして、まだやってみないとわからない部分はございますが、この10月19日ごろまでにそれぞれのチームの事業計画のたたき台をつくって、それを先ほど申し上げた21、24あたりにお示しすると、そんなスケジュール感で考えたいなと思っております。

まだ東電さんのほうの取締役会等々のスケジュールなんかを今見てもらってまして、そちらともうまく連動させながら決めていかないといけないという部分がありますから、若干流動性はございますが、おおむねこんなようなサイクル、スケジュールで計画グループのほうは動いていくという形になっております。

最後、一番右側の賠償モニタリング・円滑化のほうは私じゃなくて [] のほうから。

○ [] では、右側のほうのスケジュールその他と書いてございますが、事業計画の関係で申し上げますと、具体的に書いてありませんが、先ほど本日機構グループが始めたんですが、理事長からもお話がありました、親切、親身な相談対応、被災者に寄り添うというふうなことをいかに特別事業計画で具現化していくかということで、おととい東電が発表された

ようなああいう改善事項などにつきまして、さらには追加的なことがないかというような観点から特別事業計画の中でそういった行動計画といいますか、そういうプランというようなことも盛り込もうということで今議論を始めたところでございます。

右上のほうを見ていただきますと、既にうちのグループで始まっている事業ということで、文科省さんのほうから観光業の仮払いにつきまして委託業務あるいはコールセンターの業務を始めているということでございます。このキャラバン隊の要請というのがございます。これは丸島理事のご指導のもと、親切、親身な相談対応ということと被災者に寄り添う、さらには待ち受けるということではなくて被災者のほうに出向くという発想でキャラバン隊と我々は呼んでいるんですけれども、弁護士さんと行政書士さんで5名ぐらいのチームをつくりまして、20チームぐらい県内各地区に派遣できないかと。100人体制で送り込めないかと。それで、年内に一巡説明会のようなものは終えるというような構想を持って、現在関係団体と調整をしているということでありまして。できれば月末までには開始をしたいというイメージのスケジュール感で調整をしていると。その他事務所の設置でありますとか、本部でも電話相談を実施するというようなことを考えているところでございます。

以上であります。

○下河辺委員長 ありがとうございます。ただいまの報告に補足して■■■■のほうから。
○■■■■ それでは、私から一言だけ補足で、先ほど■■■■からご説明させていただいたA4の縦のペーパーでございますね。きょう運営委員会である種決めていただきたいと思っていますのは、こういう考え方の大枠でまず進めていかどうかということの是非については決めていただければありがたいと思います。それで、決めていただければそれに従って、私ども実はこれ、東京電力と共同策定を特別事業計画はするということになっています。共同策定の意味は、経産大臣が認定する前に機構が東電をいわば査定して、きちんと共同でつくってこいということでございますので、そういう意味では東京電力との交渉をこれからしなければならぬと。それから、同時に金融機関と関係機関との調整もございまして。したがって、もし11月11日までにこの計画を決めるという前提で考えると、先ほど■■■■のほうからご説明したような作業スケジュールでやらざるを得ないので、きょう少なくとも大枠と、もし仮に2つに分けるとすればこういうイメージだというご説明をさせていただきましたが、それについての粗々としたご意見をいただければ作業がきちんとできるということがございますので、よろしくご審議をお願いします。

○下河辺委員長 [REDACTED]、ありがとうございました。

それでは、お手元の資料5に戻っていただきまして、1ページ目の下段ですね。以上を踏まえ、機構として以下の基本的な基づいて特別事業計画の策定を進めたいということで、いわゆる2つに分けると二段ロケット、第一段階と第二段階に分けると。第一段階は先ほど [REDACTED] のほうからそのタイミングの持つ意味合いについてはご説明がありましたとおり、東京電力が23年度の上半期の決算報告を11月11日の週末、改めて申すまでもなく、日ごろの第1四半期の数字をはるかに上回る決算を東電としては第2四半期においても発表せざるを得ないと。上半期としたら極めて巨額の決算を発表するということになるのにぶつける形で、特別事業計画の第一弾としての緊急といいますか、足元のまさに当座の支援体制を支援機構として行うというためにもこれを出さざるを得ないというタイミングになるわけですが、これをこういった内容、最低限この内容で策定をして、タイミング的には経産大臣の外遊のスケジュールもあるようでございますので、今の予定では11月7日あたりをめどに認可をいただくというスケジュールなわけですが、それを踏まえると、最低限というか最大限というか、内容的にはこの程度にとどまらざるを得ないと。本来的な特別事業計画が予定していた内容を過不足なく盛り込んだ総合特別事業計画のタイミングは来春といいますか、それが年度末の3月なのか若干突き抜けるかは別にいたしまして、その他の内容については総合特別事業計画の第二弾に行うと。

ページをめくっていただいて、2ページ目のところに当面の緊急特別事業計画の内容として、盛り込む内容としてはこのようなものを盛り込むと。3ページ目の総合特別事業計画の内容についてはまだ時間がありますので、これはさておき、2ページ目の当座の事業計画の中には最低限、最大限この程度のものを盛り込みたいと。ぜひご意見をいただきたいのは、下から丸で3つ目のところにあります収支に関する中期的な計画として、収支に関する2年間の姿を示したいということで、2年間の年次で物事を考えているわけですが、この期間の問題がいんなことを考えたときにどうなのかという点も若干あるようでございますけれども、そんなところを若干コメントさせていただいた上でご質問、ご意見おありになるかと思っておりますので、ちょうどできればと思います。また、 [REDACTED]

○ [REDACTED] 基本的にはこの二段構えの枠組みでやっていくことに私は賛成です。ただ、4点ほど申しあげたいことがございます。まず、1点は第一段階のときに11月7日認定、11月11日ごろ決算発表ということですが、これは多分東電側の監査法人とも打ち合わせを行うことにな

ですので、くれぐれも慎重に、確認に確認を重ねてことに当たっていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、今、委員長がおっしゃった第一段階は2年間の姿だという点です。私は、個人的には数字的な計画は1年でもいいのではないかと考えております。と言いますのは、2年目というのは先ほどご説明あったように第二段階の総合特別事業計画の提出時期にもあたります。今年度末にかけて、様々な委員会から様々な結論が出され、そうしたご示唆を頂戴して、総合特別事業計画を作っていくことになると思います。このようにみると、今回の2年目の計画も当然そういうものに影響を受けることになるかと思えます。その情報がないままに2年目の計画を計数的に作ってしまうことが良いのかなという感じがします。ただ、そうは言っても1年のみで出すわけにはいかないという法律の解釈もあろうかと思えますので、ここは少し知恵を絞ってどうにかその後の変更の問題がないような形で着地させていくことが必要ではないでしょうか。先ほど [] から定性的というお話もありましたけれども、そうした考え方も重要だと思います。これが2点目です。

3点目ですが、先ほど基本的にはこの第一段階、第二段階という考え方が良いと申しあげました。ただ、今後本当に除染の費用についての整理といったものが、果たして第二段階の前までに出てくるかという、やはり非常に疑問があると言わざるを得ません。ですから、状況によっては、機動的に第二段階以降の計画も変更しなければならない可能性もあるのではと。要するに第三段階が必要になる状況もあるかもしれないということで、少し柔軟性を持ったほうが良いのではないかと思いました。

4点目ですが、今回の特別事業計画案について1点わからないことがあります。今回は賠償支援を中心に書かなければならないという事情は理解しておりますが、ただ、東電の特別事業計画の中に機構がすべき内容といった部分を書き込むことには疑問がございます。東電がどのようにして賠償を進めていくかという話と、確かに、機構は東電と一緒に事業計画はつくりませんが、基本的に機構は東電とは別に、賠償支援のための活動を行う形ではないかと考えております。法律を読む限り、特別事業計画はあくまでも東電の計画であると思うわけです。機構としての活動そのものについてはもちろん異論はございませんが、特別事業計画に機構のコミットメントを書き込むことは如何がなものかと思った次第です。以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。では、引き続き []、お願いいたします。

○ [] 私は2段階に分けるとするのは、これはもう必然的に必要だと思います。当然のこととして緊急にやらなければならないことをやるのが機構を設置した目的にかなうわけな

ので、これは2段階で行くべきだと思いますし、また1段目は、これはまさに緊急ですが、2段目の総合特別事業計画ですか。これについてはまだ半年ぐらい時間があるわけですから、その間にいろんな状況ははっきりしてきたことも踏まえてやっていけばよいだろうと思います。

それから、緊急の期間ですが、2年間ぐらいを目標として入れておくということは、むしろ自然な姿でありまして、そのぐらいを入れておいて、その次の計画について腰を落ちつけてというか、ある程度落ちついてものが見られるようにしていくというのは自然なことではないかというふうに思います。したがって、ここに書いてある資料5の内容は極めてアグリエイブルだと私は考えております。

○下河辺委員長 ありがとうございます。それでは、

○ まず、基本的に資料5のように第二段階でやるということは結構かと思いますが、一方で除染をどこまでするかというのは、何かニュースを聞くたびにどんどん変わっていますし、それから

、まだちょっとその辺がどのぐらいの費用がかかるかまではわからないところもございますので、さっきの2年間のところをどういうふうを書くのか。場合によったら第二段階、もう一つまたさらにもう一個要るのかなと思ったりするところがございまして、ちょっとその辺は後になって困らないようなことを初めから考えておいたほうがいいのかというふうに思います。

ちょっとこれ、わからないんですけども、説明会キャラバンとかございまして、行って。これはそこにいろいろやってきたことをまたフィードバックして事業計画に反映するというふうなことを考えておるんでしょうかしら。

○下河辺委員長 その辺ちょっと説明いただけますか。

○ 一応私のほうから。先生の今のご質問へのお答え、イエスでございます。それで、先ほどのお話にも関連するのでちょっと説明すると、当然この特別事業計画は東京電力の再生のための特別事業計画なんですけど、親切、親身というのは先ほど冒頭に下河辺委員長が言われたユーザーフレンドリーというユーザーのほうにむしろ軸足を置いて賠償をどう進めるかというほうにいろんな仕組みを変えなくちゃいけないと。そのときには単に東京電力に対して、これをやれ、あれをやれという話だけじゃなくて、実は今度例えば機構の中には東京電力の執行役員クラスの方をリエゾンで来てもらおうと思っています。それで、その方を通じて別にこれは東電だ、これは機構だということじゃなくて、即座に機構に来た情報も東電の末端

まで行って制度を直してもらおうとか、あるいは国のほうに反映するものはこちらからやるとか、そういう制度を組もうと思っていますので、本当にここからは事業計画でここからは機構の事業計画だと切り離せるかどうかというのはなかなか微妙でございまして、そこは実際どう書くかはちょっと書いてみて、またご相談をさせていただくということにさせていただきたいと思っています。

それから、先生もおっしゃる実際キャラバン隊というのはこれ、20ぐらいのキャラバン隊を1,200カ所にずっと回すわけですけれども、それでやった情報は先ほどのリエゾンも活用しながら東電の今のやり方ではここがまずいという話はフィードバックして進めるということで答えとしてはイエスでございます。

○下河辺委員長 よろしゅうございますか。それでは、[REDACTED] お願いいたします。

○[REDACTED] 特にないんですが、強いて申し上げると、2年間の姿ということについては表現の仕方の問題だと思いますので、これはこれで私はよろしいと思います。あと、総合のほうです。これについては今後いろんな諸状況、諸条件が変化してくると思いますので、現在の時点ではこれで十分だと思っております。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

きょうの運営委員会に運営委員プロパーとして出席したものの意見は以上でございますが、資料5の関係について言えば2段階でいきますと。そのタイミングの問題、それから当面の緊急特別事業計画の内容の2ページの内容等についてはご提案いただいたとおりで、若干のご意見を踏まえていただいた上で私どもとしたら特段依存はないということで運営委員会としてご確認いただけるのではないかと考えておりますけれども、3ページ目の総合特別事業計画についてはまだ時間もありますので、きょうこのような内容のご説明をいただいたということについては、運営委員会としては了とするということで、その内容については必要に応じてまたお諮りをいただければと。

○[REDACTED] 1個だけ。私はこの辺がまた疎いものですからするんですけれども、機構法によると特別事業計画という言葉があつて、緊急特別事業計画、総合特別事業計画と言葉がないんですが、そこは問題ないんですか。

○[REDACTED] すみません。

○下河辺委員長 それはほかならぬ局長から問題ございませんというご説明をいただきましょ

う。

○ [] これ、先生おっしゃるとおり法的には特別事業計画1種類でございます。それで、実は最初に第一次特別事業計画、第二次特別事業計画という言い方をすることも検討したんですが、あくまでもやっぱり第一次というのは不完全なんだけれども、緊急の用に供するためにやるんだという性格を色濃く出すために、通称緊急特別事業計画と呼ぶというふうにご理解いただければと思います。

○ [] わかりました。

○下河辺委員長 それでは、確認をさせていただいたということでもいいですね。極めて時間的にも大変タイトで、またプレッシャーがかかる作業かと思えますけれども、[]を中心に計画チームのほうで総力を挙げて、もう次の委員会というのは週明けの月曜日で、その段階では東電のほうから既に来ているたたき台以上のあれが来ていると思えますので、それを対比するような形で大分粗々以上を超えたご説明がいただけると思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間も残り少なくなってきておりますので、この関係について特にほかのご発言がなければ庶務的なことに移らせていただきますけれども、前回の委員会で出ました支援機構法16条4項が定めております委員長代理の件でございますけれども、委員長のほうからお諮りをさせていただきますが、委員長としてはこの委員長代理、委員長に事故があった場合の職務を扱っていただきます委員長代理に本日ご出席の田中委員を委員長代理にご推薦申し上げたいと考えておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、田中委員を原子力損害賠償支援機構運営委員会の委員長代理にご選任をさせていただきました。田中委員、一言。

○田中委員 この分野を勉強させていただきながら、支援機構法の本務というか本来目的を達成すべく委員長を助けたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、次の事項でございますけれども、これも第1回の委員会ของときに少し話題にさせていただいた支援機構のコンプライアンス体制の確立に向けての取り組みということでご検討いただいております[]のほうから本日までの作業の進行状況について、資料に基づいてご説明をお願いいたします。

○ [REDACTED] 前回の運営委員会でコンプライアンス体制についてどう取り組んでいくつもりかというご質問がありました。本日まだ途中ではありますが、こういった方向で検討しているということについてご報告申し上げたいと思っております。

資料6でございます。概略は3つの取り組みをしたいと思っております。1つは基本方針及び行動計画の策定ということでございまして、コンプライアンス推進のための基本方針及び行動計画を定めて委員会を設置するという予定で考えております。また、これを実施するための各種規定ですね。コンプライアンス推進規程、役職員倫理規程、会計規程、その他の規程類についても今鋭意準備中でございます。とりあえず素案ができているものについて後ろに資料6-1としてコンプライアンス推進規程、それから資料6-2としてこの次にお話をしますが、内部通報の規定、それから6-3として役職員倫理規程の案をつけさせていただいております。これだけではないんですけれども、とりあえずできているものはこれということで、お気づき点があればこの場でも後日でもご指摘いただければというふうに思っております。

それから、2つ目でございますけれども、こういった方針、計画の実施に当たって保管する機能として内部通報などの整備が重要だと思っております。通報相談窓口を機構にも設置することとしたいと思っております。また、この手のものは内部に設けてもなかなかやりづらいという場合もあろうかと思しますので、外部に顧問弁護士を委嘱するなどして相談指導が受けられるような体制についても整備したいと思っております。規定内容については今ご紹介した資料6-2でございます。

3つ目でございますけれども、これは法律上定められている監事監査でございます。監事におきまして、佐藤監事とご相談の上監査計画を策定して、期中及び期末について業務監査及び会計監査の両面にわたって厳正な監査を実施したいということを考えております。このため、佐藤監事お一人ではなかなかできないということもありますので、サポートスタッフを確保するあるいは監査法人にしかるべく業務委託をするなど監事監査の実施体制を確保したいということを今考えているということでございます。一応まだ検討途中ではございますけれども、こういった方向で機構においても不正の発生を防止して、業務の公正を確保するという対策を講じていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○下河辺委員長 ご説明ありがとうございました。何かお気づきの点等、ご意見ございますでしょうか。[REDACTED]何かございますか。

○ [] ございません。

○下河辺委員長 よろしゅうございますか。ほかの委員の方で。

それでは、何かありましたら、また次回以降何なりと担当の [] のほうにお申し出いただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、本日第2回の運営委員会で予定しておりました議事は以上のおりですべて終わりました。本日の運営委員会に付いては、あらかじめプレスの方からの要望もございましたので、 [] による事後のブリーフィングをこれから予定しております。毎回この委員会の後のブリーフィングを定例でやるということまでは予定していないということでございますけれども、運営委員会として対外的に極めて重要な事項を決定したような場合には、運営委員長の私も事務局長と一緒にブリーフィングに出席するということも予定しております。本日の運営委員会の議事録につきましては、前回第1回と同様に事務局で作成をさせていただいて、後日委員の皆様にご確認をさせていただいた上で最終的に確定をさせていただきます。議事録の取り扱いは非公表ということで取り扱ってまいります。

今後の運営委員会の日程はお手元にお配りをしております資料7のとおりで予定しておりますので、大変ご多忙のところ恐縮でございますけれども、特別の上に緊急がつくわけですね。緊急特別事業計画策定に向けて大変タイトな、タイト以上にもうデイトに近いスケジュールになっておりますので、大変恐縮でございますけれども、そのような事情にご理解を賜りまして、可能な限りご都合を繰り合わせていただいてご出席をお願いいたしたいと思っております。

最後に第3回以降の委員会の資料の事前配付等の取り扱いにつきまして、 [] より簡単にご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ [] 今回、開催が直前になって決まったということもありまして、すべての資料を事前にお送りするということができずに申しわけございませんでした。次回以降は、前の営業日のうちに届くようにベストエフォートを尽くすということにしたいと思っておりますので、 [] にはよろしく願いしたいと思います。ちょっと今回はこういうことでおくれましたが、次回以降気をつけますので、何とぞご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございました。道路の向こう側の調査委員会的时候にも前日とは言いながら、午後6時近くになってお届けしたということもあって、本当にご迷惑をおかけいたしましたけれども、可能な限り早めにお届けいたしたいと思っております。

午後4時57分 閉会

それでは、本日は大変お忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。来週の日曜日でございますけれども、引き続きよろしく願っています。
では、本日の委員会はこれで終わりにいたします。どうもありがとうございます。

